



第三話 長寿命化の対象施設（農林水産省）

農林水産省は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を2014年に取りまとめ、2021年に「予防保全型の老朽化対策の推進」としてアセットマネジメントの導入に向け行動計画を改定している。施設の長寿命化（行動計画）は所管する担当部局等ごとにまとめられ農村振興局が所管する施設は、農業水利施設・農道・地すべり防止施設等で対象施設は下表に示されている。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/attach/pdf/infura-5.pdf>

分野	対象施設	備考
農業水利施設	ダム、調整池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械、ため池等	
農道	農道施設（橋梁及びトンネル等）	
農業集落排水施設		供用開始後20年を経過した施設
地すべり防止施設		地すべり等防止法第2条第3項に基づく施設
海岸保全施設		海岸法第2条に基づく施設

アセットマネジメントに必要な点検、診断、補修・補強に必要な、基準類の整備状況にそれぞれの対象施設毎に下表のように整理されている。

表－6 基準類の整備状況

分野・施設		新設・更新等 (設計基準等)	点検 (管理基準等)	機能診断 (マニュアル等)	補修・補強 (マニュアル等)	(参考) 耐震調査等
農業水利施設	ダム	○	○	○	－	○
	調整池	○	－	○	－	○
	頭首工	○	○	○頭首工、ゴム堰、ゲート設備	－	－
	水路	○	－	○	○	－
	水路トンネル	○	－	○	－	－
	パイプライン	○	－	○	○	－
	用排水機場	○	○	○	－	－
	ため池	○	○	○	○	－
農道	橋梁	○	○	○	－	－
	トンネル	○	○	○	－	－
農業集落排水施設		○	○	○	○	○
地すべり防止施設		○	○	○	○	－
海岸保全施設		○	○	○	○	○

農業用ダム機能診断マニュアル（平成30年、2018年）では、取付部周辺地山の点検上の留意事項に「崩落、地すべり」が記載され、河川法上の取り扱いと類似している。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/attach/pdf/kinouhozen-139.pdf>





ため池機能診断マニュアル（2次調査）―暫定版―（平成28年、2016年）にも、「貯水池内・堤体周辺の法面・斜面」に関する調査が含まれている。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/zirei-12.pdf

農道に関しては、橋梁・トンネル以外では基準類は整備されていない。また地すべり防止施設は法第2条3項を根拠法令としていることから、国土交通省における取り扱いと同様であると考えられる。

治山・林道施設を所管する林野庁のインフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年、2021年）の関連する対象施設及び関連法令、および施設数と経過年数の情報が下記のように与えられている。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/attach/pdf/infura-8.pdf>

分野	対象施設	関係法令
治 山	・保安施設事業に係る施設 ・地すべり防止施設 ・山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設	・森林法第41条 ・地すべり等防止法第2条第3項 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等
林 道	・橋梁 ・トンネル ・その他重要な施設	

施設	管理者	施設数	整備後50年以上経過する施設の割合		
			現在 (R元年度末)	10年後	20年後
治山ダム	国	56,200基	24%	41%	60%
	都道府県	393,300基	25%	44%	65%

出典：林野庁業務資料

※令和2年3月末時点

治山施設個別施設計画策定マニュアル（平成30年、2018年）には、施設計画の主な対象工種が下表のようにまとめられている。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/con_3-48.pdf





表 1 個別施設計画の主な対象工種

種 別	工 種
溪間工	谷止工、床固工、護岸工、流路工、水制工
山腹工	土留工、水路工、法枠工、グラウンドアンカー工、補強土工、吹付工、落石予防工、落石防護工
地すべり防止工	水路工、ボーリング暗渠工、集水井工、杭工、アンカー工
海岸防災林造成 (防潮工)	防潮堤、防潮護岸、消波工、消波堤、突堤
なだれ防止林造成	発生予防工、誘導工、減勢工、防護工

表中の山腹工の工種には、法枠工、吹付工が含まれている。山腹工中の法枠工、吹付工の点検は、国土交通省道路局の「道路のり面・土工構造物編」が参考にされ、地すべり防止工は、法 2 条 3 項を根拠法令としている。林道施設長寿命化対策マニュアル（平成 28 年）では、対象施設は橋梁、トンネル、シェッドを対象とし、各点検要領はそれぞれ対応する国土交通省 道路局の点検要領等を参考としている。

漁港施設等を所管する水産庁の行動計画には、斜面・のり面对策工が関連する施設は含まれていない。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/attach/pdf/infura-9.pdf>

以上から、農水省の長寿命化対象施設である農道および林道は、国土交通省の道路施設と同様の取り扱いがされ、農業用ダムは河川法上のダムと同様の取り扱いがされていることから、農林水産省における斜面・のり面保護工の法的位置づけは国土交通省と同様と理解できる。唯一異なる対象施設はため池であるので、以後の考察では、全体像の理解を目的に、ため池以外の農水省長寿命化対象施設については今回の調査対象から省略する。

次回からは、「強靱化」に目を移して、県の強靱化地域計画の記載の中で斜面・法面構造物がどのように位置づけられているかを見てみる。

バックナンバー

No.2 2025年7月 4日

No.1 2025年6月20日

